

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和8年8月3日（月）午前9時28分～午前10時15分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機 管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉 部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整 備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校 教育担当部長、会計管理者 欠席者：子ども家庭部長
議 題	1 令和8年第3回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：令和8年第3回市議会定例会の招集期日は9月1日（火）であ る。
審議経過 （主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和8年第3回市議会定例会提出議案について (1) 令和7年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について （企画財政部長提出） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規 定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は37,506,242,293円、歳出決算額は 36,419,761,824円、歳入歳出差引残額は1,08 6,480,469円、翌年度へ繰り越すべき財源は173,2 40,115円、実質収支額は913,240,354円である。 （結 論） 提出議案として決定する。 (2) 令和7年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について （市民部長提出） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規 定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は7,724,941,629円、歳出決算額は7, 563,491,337円、歳入歳出差引残額は161,450, 292円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支額は16 1,450,292円である。 （結 論）

	提出議案として決定する。 (3) 令和 7 年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢・障害担当部長提出) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は 6,502,675,520 円、歳出決算額は 6,321,382,614 円、歳入歳出差引残額は 181,292,906 円、翌年度へ繰り越すべき財源は 0 円、実質収支額は 181,292,906 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (4) 令和 7 年度武蔵村山市都市核地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について (都市整備部長提出) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は 923,736,677 円、歳出決算額は 894,958,210 円、歳入歳出差引残額は 28,778,467 円、翌年度へ繰り越すべき財源は 0 円、実質収支額は 28,778,467 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (5) 令和 7 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (市民部長提出) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は 2,238,003,868 円、歳出決算額 2,178,358,880 円、歳入歳出差引残額は 59,644,988 円、翌年度へ繰り越すべき財源は 0 円、実質収支額は 59,644,988 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (6) 令和 7 年度武蔵村山市下水道事業会計決算認定について
--	--

	(建設管理担当部長提出) 地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 下水道事業収益（収益的収支）は１，５２９，６０３，４２４円、下水道事業費用（収益的収支）は１，４２３，２９５，６３０円、収益的収支差引額は１０６，３０７，７９４円、資本的収入（資本的収支）は１，５３５，７９７，５９５円、資本的支出（資本的収支）は１，６８２，１０６，２３１円、資本的収支差引額は△１４６，３０８，６３６円である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(7) 武蔵村山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長提出) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）による地方自治法の一部改正に伴い、同法第２４３条の２の７が繰り下げられたことなどから、同条を引用する規定等を改めるものである。 施行期日については、令和８年９月２４日からとする。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(8) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長提出) 被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を「官公署への出頭休暇」の対象とする必要があるので、本案を提出する。 令和８年６月１日付で、人事院規則が一部改正されたことを踏まえ、「官公署への出頭休暇」の対象に、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第３１６条の３第３項に規定する被害者参加人を加えるものである。 施行期日については、公布の日からとする。 内容については、職員組合と協議予定である。 (結 論) 提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による地方自治法の一部改正に伴い、同法第243条の2の7が繰り下げられたことから、同条を引用する規定を改めるものである。

施行期日については、令和8年9月24日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 令和8年度武蔵村山市一般会計補正予算（第3号）

(企画財政部長提出)

歳入において基金繰入金等について、歳出において総務管理費等について、また、債務負担行為及び地方債について補正する必要があるため、本案を提出する。

補正予算額は10億6,008万円であり、補正後歳入歳出総額368億5,927万5千円である。

歳入概要は財政調整基金繰入金、前年度繰越金、普通交付税である。

歳出概要は、令和7年度決算確定に伴う財政調整基金積立金、庁舎建設基金積立金、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線整備事業である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 令和8年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

(市民部長提出)

歳入において前年度繰越金等について、歳出において保険給付費等交付金過年度分返還金等について補正する必要があるため、本案を提出する。

補正予算額は1億1,211万1千円であり、補正後歳入歳出総額74億5,176万3千円である。

歳入概要は決算に伴う前年度繰越金の増、国民健康保険給付システム改修に伴うその他一般会計繰入金の増である。

歳出概要は、国民健康保険給付システム改修に伴う住民情報システム運営経費の増、決算に伴う還付金及び償還金経費並びに一般会

	計繰出金の増である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(12) 令和 8 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） (高齢・障害担当部長提出) 国庫支出金について、事業終了後の実績確定により、増額の交付や超過交付分の返還に伴う精算処理等があり、歳入額及び歳出額を補正する必要があるので、本案を提出する。 補正予算額は 1 億 9, 5 6 6 万円であり、補正後歳入歳出総額 6 3 億 3, 1 1 1 万 9 千円である。 歳入概要は前年度繰越金や国庫補助金過年度分等の増である。 歳出概要は、国庫支出金等過年度返還金や介護給付費等準備基金積立金等の増である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(13) 令和 8 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） (市民部長提出) 歳入において前年度繰越金等について、歳出において広域連合負担金等について補正する必要性が生じたため、本案を提出する。 補正予算額は 4, 3 7 5 万円であり、補正後歳入歳出総額 2 3 億 1, 7 1 1 万 1 千円である。 歳入概要は決算に伴う療養給付費繰入金、保険料軽減措置繰入金及び事務費繰入金の減、決算に伴う広域連合事務費繰入金、前年度繰越金及び保険料軽減策負担金過年度分精算金の増である。 歳出概要は、決算に伴う療養給付費負担金及び保険料軽減策負担金の減、決算に伴う保険料等負担金、広域連合事務費負担金、償還金及び還付加算金及び一般会計繰出金の増である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(14) 令和 8 年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第 2 号） (建設管理担当部長提出) 歳入において国庫補助金や公共下水道債等について、歳出において工事請負費や元金償還金等について補正する必要性が生じたため、本案を提出する。 収益的収入は補正予算額△ 4 6 4 万 6 千円であり、補正後予算額

14億7,305万7千円である。

歳入概要は国庫補助金の減、都補助金の増である。

収益的支出は補正予算額△32万1千円であり、補正後予算額19億53万円である。

歳出概要は、工事請負費の増、企業債利息の減である。

資本的収入は補正予算額△1億2,784万1千円であり、補正後予算額22億9,048万7千円である。

歳入概要は建設改良費の委託料及び工事請負費の減並びに都補助金の増に伴う公共下水道債の減、都補助金の増である。

資本的支出は補正予算額△1億2,602万8千円であり、補正後予算額18億4,263万6千円である。

歳出概要は建設改良費の委託料及び工事請負費の減、元金償還金の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市立学校給食センター解体工事の請負契約について
(総務部長提出)

武蔵村山市立学校給食センター解体工事の請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は308,000,000円である。

工事概要は武蔵村山市立学校給食センターの閉設に伴う敷地内全ての建物等解体工事を行うものである。

工期限は議決のあった日の翌日から令和9年7月30日（金）までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 市道路線の認定について
(建設管理担当部長提出)

武蔵村山市まちづくり条例第52条に規定する開発事業において設置された道路について、市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

路線名は、一般市道D第262号線、起点は武蔵村山市中原四丁目2番地先、終点は武蔵村山市中原四丁目2番地先、幅員は5.0m、延長は121.10mである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について

(企画財政部長提出)

武蔵村山市教育委員会委員の任期が令和 8 年 9 月 3 0 日付で満了になることに伴い、新たな委員を任命する必要があるため提案するものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項に基づき、議会の同意を得て任命する。

なお、任期は令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで（任期 4 年）である。

また、教育委員会委員潮美和氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財政部長提出)

武蔵村山市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和 8 年 9 月 3 0 日付で満了になることに伴い、新たな委員を選任する必要があるため提案するものである。

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項に基づき、議会の同意を得て選任する。

なお、任期は令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで（任期 3 年）である。

また、固定資産評価審査委員会委員佐藤幸男氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(教育部長提出)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分が予定されているため、同条第 2 項の規定により報告する予定である。

事故の概要は、図書館の職員が、庁用車で中藤地区学習等供用施設に帰庁し、荷下ろしのため当該施設の敷地内で車両を停車させよ

うとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み間違え、車両を進行させたことにより、当該車両の左前部が駐輪場に駐輪してあった被害者の自転車の後部に接触し、当該自転車を転倒、損傷させたものである。

被害者は中藤地区図書館の当時会計年度任用職員である。

損害賠償額は税込で7, 700円である。

なお、示談交渉については、協議中である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 専決処分の報告について

(教育部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分が予定されているため、同条第2項の規定により報告する予定である。

事故の概要は、図書館の職員が、庁用車で中藤地区学習等供用施設に帰庁し、荷下ろしのため当該施設の敷地内で車両を停車させようとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み間違え、車両を進行させたことにより、当該車両の左前部が駐輪場に駐輪してあった被害者の自転車の左後部に接触し、当該自転車を転倒、損傷させたものである。

被害者は、中藤地区図書館の職員である。

損害賠償額は、税込で24, 393円である。

なお、示談交渉については、協議中である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(3) 継続費精算報告書について（下水道事業会計）

(建設管理担当部長提出)

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、報告する。

令和7年度に終了した継続費について、継続費精算報告書を調製し、これを議会に報告するものである。

1つ目は新青梅街道拡幅に伴う管きょ改良工事第3工区（その3）についてである。令和6年度は年割額26, 852, 000円であり、支出済額は0円である。令和7年度は年割額48, 178, 000円であり、支出済額は50, 254, 600円である。合計で年割額は75, 030, 000円であり、支出済額は50, 254, 600円である。

2つ目は新青梅街道拡幅に伴う管きょ改良工事第3工区（その1－2）についてである。令和6年度は年割額66,000,000円であり、支出済額は0円である。令和7年度は年割額44,000,000円であり、支出済額は77,000,000円である。合計で年割額は110,000,000円であり、支出済額は77,000,000円である。

3つ目は空堀川整備工事に伴う管きょ改良工事についてである。令和6年度は年割額54,000,000円であり、支出済額は0円である。令和7年度は年割額36,000,000円であり、支出済額は74,470,000円である。合計で年割額は90,000,000円であり、支出済額は74,470,000円である。

（結 論）

報告事項として決定する。

(4) 令和7年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

（企画財政部長提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告する。

令和7年度武蔵村山市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。

（結 論）

報告事項として決定する。

(5) 武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
（健康福祉部長提出）

武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により報告する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び東京都新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことを受けて、武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したので、これを議会に報告する。

（結 論）

報告事項として決定する。

	議題 2 その他 令和 8 年第 3 回市議会定例会の招集期日は 9 月 1 日（火）である。 －議会時のポロシャツの着用について－ （都市整備部長説明） 昨年度、部長職や議員の方に市で作成したポロシャツを着用して、議会に参加していただいた。今年度も同様、議会初日にポロシャツを着ていただきたい。議員の方にも周知を行っている。 備 考 庁議付議事案「武蔵村山市立学校給食センター解体工事の請負契約について」は当初、予定していた入札が不調になったため、令和 8 年度 8 月 24 日付けで追加予定に変更した。
--	--

会議録の開示 ・非開示の別	☒ 開 示 ☐ 一部開示（根拠法令等： ） ☐ 非 開 示（根拠法令等： ）
-----------------------------	---

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：373）
-------	---------------------

（日本産業規格 A 列 4 番）